

「病児・病後児保育室いながき」の利用規約同意書

第1条(目的)

お子様の保護者(以下「保護者」といいます)は、当病児・病後児保育室いながき(以下「いながき」といいます)に対し、別紙利用登録申込書を記載・提出し、お子様の病児・病後児保育を委託し、いながきはこれを誠実に遂行します。

第2条(受診)

1. 保護者は、利用日の前日もしくは当日に、お子様をかかりつけ医等の医療機関に受診させ、利用の可否について医師の診察を受けることとします。
2. 保護者は、医療機関での診察の結果、いながきでの保育が適切ではないと判断された場合はいながきの利用ができません。
3. 予約時点で未受診の場合、空きがあったとしてもキャンセル待ちにさせていただきます。
診断結果が分かり次第速やかにいながきにご連絡ください。

第3条(利用時間)

1. 利用終了時刻は、連絡票「お迎え時間」欄記載の通りとします。
2. 保護者は、家庭連絡用紙の「お迎え時間」欄記載の終了時刻までに、必ずいながきにおいてお子様を引き取らなければなりません。
3. 前項の終了時刻については、原則として延長はありません。なお、保護者がやむを得ない事情によって前項の終了時刻までにいながきに来所できない場合、必ず事前にいながきに連絡しなければなりません。連絡なく終了時刻に遅れた場合、延長時間に応じた延長料金を請求することがあります。
4. 施設は 18 時に完全閉室のため、最終のお迎え時間は 17 時 45 分とします。

第4条(利用内容)

1. いながきが保護者からお子様をお預かりした時点より、業務を開始します。
2. いながき所属の職員が、「家庭連絡用紙」・「医師連絡票」の記載内容に従ってお子様の保育をします。
3. いながきは様々な感染症疾患のお子様を利用します。お子様の保育に際しては細心の注意を払っていますが、入室者間の感染を防げないことがあります。
4. 感染症の種類や人数、0・1歳児が多い時、部屋の確保ができない等の理由で定員数をお受けできない場合があります。また、手厚いケアが必要なお子様が多い場合には、当日の受入人数を制限します。

第5条(利用条件)

1. 原則として、病気の発症から入院前までのお子様の保育をします。
2. ただし、感染性の高い病気や、当日のお子様の全身状態によっては利用できない場合があります。
※利用案内の「ご利用できないお子さま」参照
3. その他の病気についても、医師の診察の結果で利用が困難と判断された場合は利用できません。
4. 同一疾病での利用は、原則 7 日以内とします。
5. お預かりした後に、お子様の病状が急変した場合、保護者へ連絡します。その場合、保護者は 1 時間以内に速やかにお迎えに来なければなりません。

第6条(キャンセル・キャンセル待ち)

1. 利用キャンセルの場合は、保護者は必ず当日7時30分までに、いながきへご連絡をお願いします。
2. キャンセルを確認後、職員が順次キャンセル待ちをしている保護者へご連絡をします。
ただし、2回ご連絡をしても繋がらなかった場合は、次の方に順番が移ります。

第7条(食事・アレルギー)

1. いながきでは、併設保育園で作った給食をお子様に提供しています。
そのため、お子様に未摂取の食材があった場合でも、給食・おやつの内容は一律になります。
2. 離乳食では、おかゆと野菜スープは給食ですが、おかずに関しては和光堂さんかピジョンさんのレトルトを提供いたします。
3. 食物アレルギーをお持ちのお子様は、お弁当・おやつを持参していただきます。細心の注意を払って食事介助をしますが、他のお子様の食事を誤飲する可能性もあります。万が一アレルギー症状が出現した場合、保護者にご連絡し、緊急搬送します。※ご利用案内「緊急時について」参照
4. 胃腸炎や手足口病などで固形物が食べられない場合も、お弁当を持参していただきます。

第8条(料金などのお支払い)

1. 保護者は、いながきに対して、お子様を預ける際に所定の料金を支払います。
2. 保護者は、延長料金などについては、お子様の引き取り時に支払います。

第9条(善管注意義務等)

1. いながきは、善良な管理者の注意義務をもってお子様をお預かりします。
2. いながきは、お子様の特殊事情に起因して発生した事故のうち、児童票の「その他」欄に記載のない事情に起因する事故については、責任を負いかねます。
3. いながきは、お子様に既に疾病が認められ、これが悪化し、またこれに関連・併発・起因して発生した事故(病名が同じであるか否かを問わない)については、責任を負いません。

第10条(責任限度額)

いながきは、万が一いながきの責めに帰すべき事由によってお子様に事故が発生した場合、いながきが加入している損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、保護者及びお子様の損害を補填するものとし、かつ同保険金額をもって責任の限度とします。また、その保険規約により担保される支払い事由の範囲内においてのみ、責任を負担するものとします。

上記の規約について理解し、同意します。

令和 年 月 日

保護者署名

お子様氏名